

広島国際大学における内部質保証の方針

本学の建学の精神、目的、教育の理念を実現するため、以下の方針により内部質保証を推進する。

1. 基本的な考え方

- (1) 学長のリーダーシップの下、本学の活動に係る内部質保証体制を構築する。
- (2) 中期目標・計画および学長方針に基づく各年度の実行計画ならびに、成果指標の達成状況について、定期的な点検・評価を実施する。
- (3) 学部・事務部署等は、日常的に自己点検を行い、改善すべき事項には速やかに対応する。
- (4) 教育研究をはじめとする大学の諸活動について、自ら点検・評価を行い、質の向上に向けた恒常的な改善・改革を推進する。
- (5) エビデンスに基づく分析結果および、第三者の視点を踏まえ自己点検・評価を行う。
- (6) 点検・評価の結果は速やかに外部に公表し、大学運営の透明性を保証する。

2. 内部質保証の体制

- (1) 学長の下、大学・大学院運営会議と自己評価委員会が中心となり取り組む。
- (2) 大学・大学院運営会議は、本学の活動に関する方針および、各学部・部署の計画を決定する。計画の決定は、各学部・部署から提出された計画を自己評価委員会の点検・評価結果を踏まえて審議する。
- (3) 各学部・部署等は、大学・大学院運営会議が決定した方針および計画に基づき、本学の活動に関する取り組みを実施するとともに、自己点検・評価を行い改善に向けて取り組む。
- (4) 自己評価委員会は、本学の活動に関する方針および計画と実施の適切性を点検・評価する。点検・評価は定期的に行い内部質保証活動を継続していく。
- (5) 点検・評価にあたっては、IRセンターにおいて収集・分析した情報等を活用するとともに、第三者による客観的視点も取り入れる。
- (6) 各学部・事務部署等の計画および点検・評価に関する作業は、自己評価委員会の下に自己評価運営委員会を設けて行う。
- (7) 自己評価運営委員会は、教学に関する質保証を点検する教学マネジメント部会および、大学運営等に関する質保証を点検する大学マネジメント部会を取り纏める。
- (8) 各学部・部署等においては、自己評価委員会による点検・評価に基づく指摘を受け、改善策および計画をエビデンスに基づき策定する。

【内部質保証体制】

